富山県	現行水準
石川県	83,500
福井県	現行水準
京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
島根県	161,000
山口県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	33,400
熊本県	現行水準
鹿児島県	5,000

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	42,200
まいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第五　かたくちいわし対馬暖流系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

15,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	15,000トンの内数
新潟県	15,000トンの内数
富山県	15,000トンの内数
石川県	15,000トンの内数
福井県	15,000トンの内数
京都府	15,000トンの内数
兵庫県	15,000トンの内数
鳥取県	15,000トンの内数
島根県	15,000トンの内数
山口県	15,000トンの内数
福岡県	15,000トンの内数
佐賀県	15,000トンの内数
長崎県	15,000トンの内数
熊本県	15,000トンの内数
鹿児島県	15,000トンの内数

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
かたくちいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	15,000トンの内数
かたくちいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業	15,000トンの内数

第六　うるめいわし対馬暖流系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

58,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	58,000トンの内数
新潟県	58,000トンの内数
富山県	58,000トンの内数
石川県	58,000トンの内数
福井県	58,000トンの内数
京都府	58,000トンの内数
兵庫県	58,000トンの内数
島根県	58,000トンの内数